

# 要 望 書

全国市議会議長会は、平成31年度の重点要望を別記のと  
おり決定いたしましたので、政府並びに国会におかれまし  
ては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年8月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 山 田 一 仁  
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会国会対策委員会  
委員長 新 藤 信 夫  
(さいたま市議会議長)



## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 地方創生及び地方分権改革の推進について | 1  |
| 地方税財源の充実確保について      | 3  |
| 地方議会議員のなり手の確保について   | 5  |
| 防災・減災対策の充実強化について    | 7  |
| 東日本大震災からの復旧・復興について  | 9  |
| 厚生年金への地方議会議員の加入について | 12 |

# 地方創生及び地方分権改革の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年となる平成31年度を翌年に控え、次期総合戦略も視野に入る中、地方創生を実現するためには、地方創生に係る事業の円滑な実施のための必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差を是正することが重要である。

また、国と地方が相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。
- (2) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。
- (3) 地方創生推進交付金については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、地域の実情を踏まえた、自由度の高い、より使い勝手のよいものとすること。また、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、事業申請に係る手續を簡素化し、速やかに交付決定すること。

(4) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金、その他地方創生関連補助金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があることから、地方の意見等を十分踏まえ、要件の緩和など弾力的な運用と積極的な採用を図り、施設整備事業等の需要に適切に配慮すること。

## 2 地方分権改革の推進について

(1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

(2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

## 地方税財源の充実確保について

今日の地方自治体においては、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成31年度地方財政対策・税制改正に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 平成31年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、財政運営面での不安を払拭するため、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では独自に行財政改革に取り組みながら、不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てているところであり、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 消費税率10%引上げの財源を活用し、幼児教育の無償化や待機児童の解消等に充てられることとなっているが、地方と十分協議した上で具体化すること。また、これらの施策は国の責任

において実施し、十分な財政措置を講じること。なお、引上げまでの間、地方の取組に支障が生じることがないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、地方財政計画の計上額の増額、地方財政措置の拡充がなされたところであるが、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

## 2 平成31年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方自治体が地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。  
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (3) 消費税率10%への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に係る環境性能割の導入を確実に実施し、地方税財源の充実を図ること。また、税制のグリーン化については、機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。更に、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、車体課税に係る地方税収は環境関連の減税の導入等により大幅に減少していることを十分踏まえ、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税源の確保を前提として行うこと。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 地方議会議員のなり手の確保について

地方分権改革の進展に伴い、市議会の役割と責任が高まる一方、我が国の人ロ減少と高齢化が加速し、議員のなり手不足は、町村にとどまらず、小規模市などにおいても重大な問題となりつつある。

このため、地方議会自らが継続的な自己改革に取り組み、議会の魅力を高めるとともに、議会への多様な人材の参画を促し、また、議会の権能を強化する制度改正を行い、この問題の解消に取り組む必要がある。

よって、国においては、当面早期に整備を図るべき事項として、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 多様な人材の議会参画を促す環境整備について

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないようにすること。
- (2) 議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備など、女性や若者を含め幅広い層から多様な人材を確保するための労働法制の整備、その他の環境整備を図ること。
- (3) 地方議会議員に対する手当として、期末手当のほか、例えば子育て世帯の議員に対する育児手当等の支給を可能とすること。
- (4) 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

## 2 更なる地方議会の機能強化について

更なる地方議会の機能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

## 防災・減災対策の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためにハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

#### 2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

### **3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について**

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

### **4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について**

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

### **5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について**

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

### **6 消防防災体制の充実強化について**

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災の発生から7年以上が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入や風評対策等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

(2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など各種支援措置の充実強化を図ること。

(3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

## 2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、同計画に基づき実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じるなど、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壤等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財政措置を講じるなど国が責任をもってあらゆる支援を行うこと。

- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。
- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

## 厚生年金への地方議会議員の加入について

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専業化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。